

令和 5 年度 運営指導の結果について

「運営指導」とは、介護サービス事業所において、適正な事業運営が行われているか都道府県および市町村の担当者が確認し、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化に繋げることを目的として行うものです。

草津市の条例や国の省令などに基づき作成した、自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、指導当日に管理者とともに確認をしながら、指導を行います。

なお、運営指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

【1】運営指導の状況について

- 市内事業所数・・・・・・・・・・84事業所（R5.4.1時点）
- 今年度指導予定事業所数・・・・25事業所
- 実施数・・・・・・・・・・・・・19事業所（R6.2.1時点）
- *残りの7事業所については2月下旬以降に実施予定。

	市内事業所数 (R5.4.1時点)	R4実績	実施計画数 (予定)	R5実施数 (R6.2.1時点)
認知症対応型通所介護	1	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	7	0	0
小規模多機能型居宅介護	9	0	3	3
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	0	3	3
地域密着型通所介護	18	6	4	5
地域包括支援センター	6	0	6	0
居宅介護支援	36	14	9	8
合計	84	28	25	19

【2】運営指導等結果の主な項目について

「運営指導」の指導結果には2種類あり、軽微な内容については「口頭指示」、基準を満たしていない・加算の要件を満たさずに介護報酬請求を行った等、速やかに改善する必要があるものは「文書指摘」を行います。

なお、文書指摘があった事業所については、翌年度も運営指導の対象となります。

好事例（居宅介護支援事業所）

訪問介護の院内介助について、訪問介護事業者の賠償責任保険に透析室での介助が該当しないことを確認した上で、透析室での介助は病院スタッフできるように調整していた。状況をしっかりとアセスメントし、病院も含めたチームで対策を検討できていた。

サービス種別	指導内容（口頭指示）
全てのサービスに共通	<p>★衛生管理等について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修および訓練の実施を図ること。</p> <p>★人権擁護および虐待防止について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者を設置すること。</p> <p>★業務継続計画を策定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 受給資格等の確認について、被保険者の要介護認定の有無及び有効期間等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を、毎月確認すること。 • 勤務体制の確保について、適切なサービス提供を確保する観点から、ハラスメントに関する相談窓口を予め設置し担当者を定め、従業者へ周知すること。
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> • 研修の機会を確保していることは確認できたが、研修記録の保管について不十分であると認めため、適切に管理すること。
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> • サービス提供日と計画の日付が一部不一致のケースがあった。計画作成時の段階で十分に確認し、不一致とならないように確認を徹底すること。 • サービス担当者会議の結果についての記録が様式でも支援経過でも明確に記載されていないケースを散見した。サービス担当者会議の記録について、どのケースにおいても事業所としてどの部分に記載するかを定め、見直した際にわかりやすくすること。 • モニタリングは介護支援専門員が行う業務として、少なくとも月1回、居宅を訪問し、本人・家族と面談のうえ実施し、その内容を記録すること。 • 計画に位置付けた各サービス事業所に対し、個別計画の交付を求め、ケアプランとの連動性や整合性を確認すること。 • 受診介助に要した時間については、介護や支援が発生している時間帯は給付として算定可能であるため、自費で請求する費用との区別を明確にすること。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> • 退院・退所加算において、基準に満たないコードで算定していたため、過誤申立てをすること。 • 特定事業所加算の算定要件である、定期的に関催する会議の内容が不十分であると確認したため、議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> (1)現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2)過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (3)地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (4)保険医療及び福祉に関する諸制度 (5)ケアマネジメントに関する技術 (6)利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (7)その他必要な事項

地域密着型介護老人福祉施設 入 所 者 生 活 介 護	<ul style="list-style-type: none"> • 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の記録が確認できなかった。介護職員その他の従業者に周知徹底するためにも、委員会を開催した記録を作成すること。また、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を年2回以上実施すること。 • 自立支援促進加算について、自立支援促進に関する評価・支援計画書の内容が不十分であると認めため、支援計画を細かく記載すること。
サービス種別	指導内容（文書指摘）
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> • 個別機能訓練加算（Ⅰ）□ は、専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて配置する必要があるが、算定要件を満たしていない月があることを確認した。過誤請求を行うため、当該期間の算定状況および人員配置について報告するとともに、今後は人員配置の実績が客観的に分かるように、個別機能訓練計画や支援経過記録、タイムカード等に当日勤務した機能訓練指導員を記載するなど、明確に記録を残すこと。

「★」の項目について

令和3年度の介護保険法改正により、新たに指定基準として追加されたもの。

3年間の経過措置があり、令和6年3月31日までに対応する必要がある。

報酬改定に伴い、減算対象になるものもあるため注意が必要。

【運営指導時に基づく業務改善勧告について】

①居宅介護支援

前回（昨年度）の特定事業所集中減算に係る指導に対して状況が改善されていない事実を確認した。

特定の居住系施設や介護サービス事業所のために居宅介護支援事業所の指定をしているわけではなく、多くの市民が利用されることを目的に指定されていることを再認識すること。

⇒指摘部分について令和2年前期から続いている状況であることを鑑み、業務改善勧告を行った。

法人の業務管理体制（法令遵守）責任者とも相談し、令和6年3月の集中減算報告時まで前回
の改善計画を見直し、報告することを求めた。

②居宅介護支援

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、居宅サービス事業所との連携が十分でなかったことや草津市への報告を怠っていたことから事後の申請手続きとなった事例を確認した。

区分変更申請を行い、要介護度が重くなると見込まれる方であったとしても、認定結果が出るまでは要介護度は不確かであることから、例外給付についての申請手続きを行うこと。

⇒前回（昨年度）の運営指導時にも指摘しており改善が見られなかった状況を鑑み、業務改善勧告を行った。

情報共有のあり方と改善プロセスを載せた計画を作成し、提出することを求めた。

なお、当該事業所については来年度の運営指導の対象とする。

【監査に基づく業務改善勧告について】

- ・地域密着型通所介護事業所

通報を受け、監査を実施し、機能訓練指導員の未配置を確認した。

（別途、通報者や管理者に聞き取りを行った。）

⇒事実確認の結果を踏まえ業務改善勧告を行った。

法人としての管理体制の見直しや改善プロセスおよび再発防止策を載せた計画を作成し、報告することを求めた。

なお、当該事業所については来年度の運営指導の対象とする。

【3】 集団指導にむけて

・受給資格等の確認について

毎年、集団指導で全事業所へ指導を行っているため、少しずつ改善されている状況であるが、まだ完全には浸透していない。

⇒今年度の集団指導の際にも指導を行い、サービス担当者会議等での確認事項とする等具体的な方法を挙げる。

参考

【指導の種類】

◆口頭指示

運営指導時に口頭で行う指導。

法令、基準は概ね満たされているが、改善すべき点がある場合。

◆文書指摘

運営指導の結果、文書で行う指導。

法令、指定基準、費用算定基準等が遵守されていない場合や介護報酬の請求に誤りがある場合。

参考：滋賀県介護サービス事業者等に対する指導指針より

◆業務改善勧告

運営指導や監査の結果、文書で行う指導。

速やかに改善する必要がある内容について、改善が完了した旨および改善計画を指定期日までに報告しなければいけない。

文書指摘以上に強い指導として扱う。

【処分の種類】

◆業務改善命令

監査後や、運営指導後に正当な理由なく改善勧告に従わなかった・改善が行われなかった場合は、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。また、改善命令をした際は、公示を行う。

◆指定の効力の全部又は一部停止

◆ 指定の取消し

参考：介護保険最新情報 Vol.1 45より